

教育委員会 管理課 図 学校管理係 (413・415)

町内小中学校 電子黒板更新に伴う旧電子黒板の譲渡について

教育委員会 管理課では今年度、各学校設置の電子黒板老朽化に伴い更新を実施いたしますが、更新に伴い各学校にて使用していた電子黒板をリユースできる団体に無償譲渡する計画です。ご興味のある団体は下記期間に内覧及びお申し込みください。

電子黒板	機器情報：大型掲示装置65型 (MIRAI TOUCH S-65E1P) ・パソコンやタブレットを接続して、画面に表示する ・黒板機能 (タッチペンや指での描写) ・Android OS搭載 (バージョンアップ不可) ・無線受信機付属 (Wi-Fi接続用) ※テレビ視聴不可 (テレビチューナー非搭載)	
内覧期間	令和8年8月15日(土)～21日(金) 9時～12時／13時～16時	
内覧場所	大崎町中央公民館 2階 さざんかルーム (大崎町仮宿1029番地)	
注意事項	※内覧及び申し込みできる方は団体 (自治公民館・公民分館・町内のNPO法人など) に限ります。 ※先着順での現状引き渡しとなります。 ※取り外し及び持ち運びなどは指定期日までに各自でおこなってください。 ※引取り後に売却など、有償による再譲渡は認められません。 ※引取り後の故障などによる処分は各自でおこなってください。	

企画政策課 図 定住推進係 (222・223)

居住住宅等リフォーム補助事業の制度新設について

令和8年度より「居住住宅等リフォーム補助事業」を実施します。住宅の修繕や設備改善、敷地内の植物の除去などに要する費用の一部を補助します。

補助対象物件	町内にある築20年以上経過した住宅で、かつ、現に居住している個人住宅または併用住宅
補助要件	次に掲げる要件すべてに該当すること。 1 申請年度内(3/31まで)に工事が完了すること。 2 町内の建築業者など(個人事業主を含む)が施行業者であること。 3 改修などに要する経費が20万円以上であること。 4 市区町村民税などに滞納がないこと。
補助対象経費	住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善、敷地内の擁壁の撤去・植物の除去などに要する経費 ※直接居住に要しない部分(倉庫や店舗部分など)の改修や、備品の購入などは対象となりません。 ※町、県及び国がおこなう他の補助制度の対象となっている経費は、控除すること。 ※改修内容を審査するため、改修中、改修後の申請については受理できません。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で50万円が上限 (家屋部分30万円が上限、敷地内の擁壁の撤去・植物の除去20万円が上限) ※補助金額の千円未満の端数は切り捨て
申請時期	改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。